

第4章 騒音・振動対策

第1節 法律、条例による規制

第1 騒音にかかる環境基準類型地域の指定

騒音にかかる環境基準（昭和46年5月25日 閣議決定）の類型指定については、昭和46年度に実施した環境騒音調査結果を基礎として、昭和47年12月15日、地域の類型ごとにあてはめる地域を表-88のとおり指定した。

表-88 騒音にかかる環境基準類型指定

地域の類型	環 境 基 準			該 当 地 域
	時 間 区 分			
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 夕 (午前6時から 午前8時まで)・(午後6時から 午後9時まで)	夜 間 (午後9時から 翌日の 午前6時まで)	
A	50ホン(A) 以下	45ホン(A)以下	40ホン(A) 以下	建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「改正前の都市計画法」という。）第2章の規定により定められた住居地域および用途地域が定められていない地域（八尾空港の敷地を除く。）
B	60ホン(A) 以下	55ホン(A)以下	50ホン(A) 以下	改正前の都市計画法第2章の規定により定められた商業地域、準工業地域（大阪国際空港の敷地を除く。）および工業地域（工業専用地区を除く。）

ただし、道路に面する地域の環境基準は次表のとおりである。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 夕 (午前6時から 午前8時まで)・(午後6時から 午後9時まで)	夜 間 (午後9時から 翌日の 午前6時まで)
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

第2 規制の概要

1 規制対象

(1) 工場、事業場の騒音

騒音規制法においては、工業専用地区、飛行場の敷地を除く区域を規制対象地域とし、圧延機械、プレスを含む30種類の施設を設置する工場、事業場を特定工場として規制しており、また、府公害防止条例では府下全域を規制対象地域とし、すべての工場、事業場から発生する騒音・振動を規制している。

(2) 建設作業騒音

騒音規制法においては、くい打ち、くい抜き作業をはじめ5種類の作業を規制対象としているが、府公害防止条例ではこの5作業に加えてブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業のほか2種類の作業を追加し、計8種類の作業について規制対象としている。

2 規制権限の委任

騒音規制法および府公害防止条例の施行については、広域的な判断を必要とする事務（規制地域の指定、規制基準の設定）は都道府県知事が行ない、規制関係事務は市町村長に委任することができるものとされている。

本府においては、昭和44年4月1日から大阪市ほか16市に、昭和45年4月1日から池田市ほか6市に、昭和46年4月1日から柏原市ほか6市1町に、さらに、昭和47年4月1日から島本町ほか9町2村に騒音・振動規制事務を委任した（表－89）。

表－89 騒音・振動にかかる規制権限の委任の推移

委任年月日	市 町 村 名				合 計
昭44. 4. 1	大阪市 豊中市 高槻市 寝屋川市 大東市	松原市 堺市 吹田市 守口市 枚方市	東大阪市 高石市 岸和田市 茨木市 門真市	摂津市 八尾市	17 市
昭45. 4. 1	池田市 泉佐野市	箕面市 泉大津市	富田林市 和泉市	貝塚市	7 市
昭46. 4. 1	柏原市 藤井寺市	交野市 河内長野市	泉南市 四条畷市	羽曳野市 忠岡町	7市1町
昭47. 4. 1	島本町 熊取町 岬町 千早赤阪村	東能勢村 田尻町 太子町 美原町	能勢町 阪南町 河南町 狭山町		10町2村

第3 取締り指導状況

昭和47年度において、市町村が改善勧告および改善命令を発令して指導を行なった状況は表-90のとおりである。

表-90 改善勧告・命令件数

(昭和47年度)

業種	区分		改善勧告		改善命令			合計
	市町村別		計		市町村別		計	
鉄鋼	大阪市	9	12		大阪市	1	1	13
	東大阪市	3						
金属製品	東大阪市	1	2		寝屋川市	1	1	3
	寝屋川市	1						
機械加工	大阪市	1	1					1
その他の製造	大阪市	2	5					5
	東大阪市	2						
	門真市	1						
その他	大阪市	1	1					1
合計	大阪市	13	13		大阪市	1		23
	東大阪市	6	6					
	寝屋川市	1	1		寝屋川市	1	1	
	門真市	1	1					
	計		21	21	計		2	

第2節 自動車騒音対策

第1 法律、条例による規制

自動車の運行に伴って発生する騒音が一定限度（要請限度）をこえていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそこなわれるときは、関係市町村長は、騒音規制法および府公害防止条例に基づき、交通規制の要請のほか、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができるものとされているので、本府では、昭和47年10月2日、その要請限度の具体的な区域のあてはめを行なった（表-91）。

表-91 自動車騒音にかかる要請限度

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
		昼 間	朝 夕	夜 間
1	第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55 ホン	50 ホン	45 ホン
2	第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60	55	50
3	第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70	65	55
4	第1種区域および第2種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域	75	70	60
5	第3種区域および第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70	65	60
6	第3種区域および第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75	70	65
7	第3種区域および第4種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域	80	75	65

(注) 1 区域の区分

(1) 第1種区域

昭和46年大阪府告示第1814号（騒音規制法第3条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「旧都市計画法」という。）第二章の規定により定められた住居専用地区

(2) 第2種区域

指定地域のうち、旧都市計画法第二章の規定により定められた住居地域（第1種区域に該当する区域を除く。）および用途地域が定められていない区域

(3) 第3種区域

指定地域のうち、旧都市計画法第二章の規定により定められた商業地域および準工業地域

(4) 第4種区域

指定地域のうち、旧都市計画法第二章の規定により定められた工業地域

2 時間の区分

朝 午前6時から午前8時まで、昼間 午前8時から午後6時まで

夕 午後6時から午後9時まで、夜間 午後9時から翌日の午前6時まで

第2 交通規制の要請状況

自動車騒音公害の訴えは年々増加しているが、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく破壊されている場合には、騒音規制法の規定に基づき、当該地域を管轄する市町村長は、自動車騒音の低減を図るため、公安委員会に対し交通規制措置を講ずるよう要請できることになっている。

昭和47年度においては、中央環状線沿いの3市（豊中市、池田市および八尾市）の市長から府公安委員会に対し要請が行なわれた。その内容は表-92のとおりである。

表-92 交通規制の要請状況

市町村名 内容	豊中市	池田市	八尾市																																													
要請年月日	昭和47年6月7日	昭和47年7月5日	昭和47年10月31日																																													
要請場所 (用途地域)	新千里西町大阪府住宅供給 公社 (住居専用地区)	住吉2丁目、豊島北1丁目 (住居地域)	末広町5丁目2 (住居地域)																																													
対象道路 (車線)	府道中央環状線 (6車線)	府道中央環状線池田インタ ー付近 (6車線)	府道中央環状線久宝寺地区 (6車線)																																													
要請場所 における騒音 の大きさ	(ホン)	(ホン)	(ホン)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>朝</th> <th>昼</th> <th>夕</th> <th>夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要請 限度</td> <td>70</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>70</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>	区分	朝	昼	夕	夜	要請 限度	70	75	70	60	測定値	68	71	70	61	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>朝</th> <th>昼</th> <th>夕</th> <th>夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要請 限度</td> <td>70</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td>71</td> <td>73</td> <td>70</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>	区分	朝	昼	夕	夜	要請 限度	70	75	70	60	測定値	71	73	70	66	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>朝</th> <th>昼</th> <th>夕</th> <th>夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要請 限度</td> <td>70</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td>73</td> <td>76</td> <td>73</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	区分	朝	昼	夕	夜	要請 限度	70	75	70	60	測定値	73	76	73	65
	区分	朝	昼	夕	夜																																											
要請 限度	70	75	70	60																																												
測定値	68	71	70	61																																												
区分	朝	昼	夕	夜																																												
要請 限度	70	75	70	60																																												
測定値	71	73	70	66																																												
区分	朝	昼	夕	夜																																												
要請 限度	70	75	70	60																																												
測定値	73	76	73	65																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境 基準</th> <th>55</th> <th>60</th> <th>55</th> <th>50</th> </tr> </thead> </table>	環境 基準	55	60	55	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境 基準</th> <th>55</th> <th>60</th> <th>55</th> <th>50</th> </tr> </thead> </table>	環境 基準	55	60	55	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境 基準</th> <th>55</th> <th>60</th> <th>55</th> <th>50</th> </tr> </thead> </table>	環境 基準	55	60	55	50																															
環境 基準	55	60	55	50																																												
環境 基準	55	60	55	50																																												
環境 基準	55	60	55	50																																												

第3 国に対する要望

自動車騒音の低減を図る方法としては、発生源における対策が最も効果的であるので、自動車エンジン構造の改良の早期実現と自動車騒音の許容限度の強化およびそれに伴う道路運送車両法の保安基準の改正について、国に対して機会あるごとに要望した。

一方、国においても、自動車騒音公害が深刻化してきた現状にかんがみて、環境庁長官は中央公害対策審議会に対し、騒音規制法第16条第1項の規定に基づく自動車騒音の大きさの許容限度の設定についての長期的方策を諮問した。

これにより、自動車騒音の発生源における規制の強化が推進されることとなった。

第3節 府営住宅にかかる騒音対策

最近、府営住宅において交通騒音等による被害が多発している傾向にあるので、住みよい住宅環境を確保するため、騒音公害が予測される団地を対象に調査を行ない、被害の著しい団地から順次騒音対策を実施しているが、昭和46年度には東三国住宅について、昭和47年度には春宮住宅（57戸）についてそれぞれ二重窓を設置した。

また、昭和47年度建設の府営住宅4団地 1,398戸については、建具のアルミ化、二重窓、遮断壁の措置を講じた（表-93）。

表-93 府営住宅にかかる騒音防除工事実施状況

（昭和47年度）

団地名	戸数	対象戸数
点野	510戸	510戸
仁和寺	350	350
岸和田土生	601	160
摂津別府	378	378
合計	1,839	1,398